

運動療法に関するご案内

豊島区立池袋スポーツセンター

(指定管理者:としま未来創造パートナーズ)

〒170-0012 豊島区上池袋 2-5-1

TEL:5974-7262 / fax:5974-7267

豊島区立池袋スポーツセンターは、厚生労働大臣認定「健康増進施設」、厚生労働省指定「指定運動療法施設」です。医師より治療の為に運動を勧められている方は、指定運動療法施設の利用料金について、医療費控除が適応されます。この制度の適応には申込(無料)が必要となります。

1. 控除の対象および条件

- ・高血圧症、高脂血症、糖尿病、狭心症、腰痛症、膝痛症等の疾患で医師の処方箋に基づいて行われるもの。
- ・概ね週1回以上の頻度で8週以上の期間に亘って継続される運動であること。
- ・厚生労働省指定「指定運動療法施設」で行われるもの。
- ・当該施設で「利用料」とは、①施設使用料、②各種教室参加料を示し、その他の付帯料金は一切含まれません。

※都度、領収書を券売機もしくはフロントで発行ください。

この領収書をもって利用料換算いたします。紛失による領収書の再発行は致しかねます。

- ・毎年12月31日に運動療法は終了します。以後、運動療法を継続する場合は、以下に記載の手順に沿って、毎年申し込みが必要となります。

2. 運動療法の申込

【STEP1】かかりつけ医師(主治医)の紹介もしくは指示による運動療法登録希望者は、厚生労働省指定の「運動療法処方せん」を取得ください。(裏面印刷)

【STEP2】「運動療法処方せん」をかかりつけ医師(主治医)に記入してもらい(この際の費用は自己負担)、記入済みの処方箋を当館9階受付にご提出ください。

【STEP3】**処方箋の有効期限は、当年の12月31日まで**となります。次以降は、年初に**新規処方箋を再度**かかりつけ医師に記入してもらい、当館9階受付にご提出ください。

3. 運動療法に係る医療費控除の手続きの流れ

【STEP1】「運動療法実施証明書」の発行を当館9階受付に申し出てください。

※申し出期間は、1月15日までとなります。また、申し出がない場合は発行いたしかねます。

※対象期間内に実施した領収書全てをご持参ください。領収書は返却いたします。

【STEP2】当施設が「運動療法実施報告書」・「運動療法実施証明書」を発行します。

【STEP3】「運動療法実施報告書」は、かかりつけ医師(主治医)にご提出ください。

【STEP4】確定申告時に「運動療法実施証明書」・「領収書」をご提出ください。

令和 年 月 日

患者名 殿
年 月 日生 歳 (男・女)

運動療法処方せん

下記疾病の治療のため、令和 年 月 第 週から 週間、下記 の要領を厳守の上、厚生労働省の指定を受けた運動療法施設で運動療法を実施して下さい。

記

診 断 名 : _____

運動療法実施頻度 : _____

(運動内容)

運動種類	運動強度, 時間 (回数) 等	留意事項

(生活上の留意点) _____

医療機関名 _____

所在地 _____

医師名 _____